

○栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成21年3月27日

教育委員会規則第2号

改正 平成23年12月21日教委規則第4号

平成24年3月22日教委規則第1号

平成24年6月22日教委規則第6号

平成24年12月21日教委規則第9号

平成25年6月20日教委規則第3号

平成26年6月20日教委規則第9号

平成26年9月25日教委規則第11号

平成27年6月19日教委規則第9号

平成28年6月20日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減額又は免除（以下「減免」という。）をする場合に、当該私立幼稚園の設置者に対して行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項又は附則第6条の規定に基づき設置された幼稚園をいう。別表において同じ。）で私立のもの（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定保育・保育施設である幼稚園を除く。）をいう。

(2) 園児 私立幼稚園に在園する3歳児、4歳児、5歳児及び満3歳児（満3歳に達した者であつて、翌年の4月を待たずに年度の途中から私立幼稚園に就園しているものをいう。以下同じ。）をいう。

(3) 保護者 栄町に住所を有し、かつ、園児と同一の世帯に属し生計を一にする者であつて、当該園児に係る保育料等の納入義務を有するものをいう。

(4) 保育料等 学校教育法第6条の規定に基づいて私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料及び園児の入園の際に私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する入園料をいう。

(平24教委規則1・平27教委規則9・平28教委規則3・一部改正)

(対象範囲及び補助金の額)

第3条 教育委員会は、私立幼稚園の設置者が別表の減免の対象となる保護者の世帯の階層区分

の欄に掲げる世帯の階層区分に応じて当該私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し保育料等の減免をする場合には、当該私立幼稚園の設置者に対し、当該保護者の世帯の階層区分に応じて別表の補助限度額（年額）の欄に掲げる額を限度として補助金を交付するものとする。

（平 2 5 教委規則 3 ・ 平 2 8 教委規則 3 ・ 一部改正）

（保育料等の減免の申出）

第 4 条 保育料等の減免を受けようとする保護者は、教育委員会が指定する日までに、保育料等減免措置に関する調書（別記第 1 号様式）に当該保護者及びそれ以外の園児の扶養義務者（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）に定める扶養義務者であつて、園児と同一の世帯に属し、生計を一にするものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書類を添えて、当該保護者の園児が在園する私立幼稚園の設置者に提出しなければならない。

（1）生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 生活保護決定通知書の写しその他のその旨を証する書類

（2）当該減免を受けようとする日の属する年度分の市町村民税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の非課税者（前号に規定する者を除く。） 市町村民税の非課税証明書その他の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類

（3）当該減免を受けようとする日の属する年度分の市町村民税の課税者（第 1 号に規定する者を除く。） 市町村民税の課税証明書、市町村民税の納税通知書の写しその他の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書類

（平 2 3 教委規則 4 ・ 平 2 6 教委規則 1 1 ・ 一部改正）

（補助金の交付申請等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、教育委員会が指定する日までに、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（別記第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

（1）栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（別記第 3 号様式）

(2) 保育料等減免措置に関する調書（添付書類を含む。）

(3) 園則その他保育料等の額を明らかにする書類

2 私立幼稚園の設置者は、前項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 変更後の私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

(2) その他当該変更の内容を明らかにする書類であって、教育委員会が必要と認めるもの（補助金の交付決定等）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容について栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請をした私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた私立幼稚園の設置者から前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該交付決定の変更を決定したときは、速やかにその決定の内容について栄町私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により当該申請をした私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

（保育料等の減免措置）

第7条 私立幼稚園の設置者は、前条の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けたときは、第4条の規定による減免の申出をした保護者に対し、保育料等減免措置通知書（別記第7号様式）により減免の内容を通知するとともに、教育委員会が指定する日までに保育料等の減免措置を行うものとする。

（実績報告）

第8条 私立幼稚園の設置者は、前条に規定する減免措置を完了したときは、教育委員会が指定する日までに栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。この場合においては、私立幼稚園の設置者は、当該減免措置の対象となった保護者から保育料等減免措置確認書（別記第9号様式）を徴し、これを添付しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 教育委員会は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等により保育料等の減免措置の成果が第6条の規定による補助金の交付決定又は変更交付決定（以下「交付決定等」という。）の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条の規定により補助金の交付額確定の通知を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書(別記第11号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、教育委員会は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 私立幼稚園の設置者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金概算払交付請求書(別記第12号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第12条 教育委員会は、私立幼稚園の設置者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、交付決定等を取り消し、又は当該設置者から、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による交付決定等の取消しをした場合について準用する。

(平23教委規則4・一部改正)

(理由の提示)

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定による交付決定等の取消しをするときは、当該私立幼稚園の設置者に対してその理由を示さなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 私立幼稚園の設置者その他私立幼稚園においてこの規則の規定による事務を処理している者又は処理していた者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(栄町教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 栄町教育委員会行政組織規則(昭和55年栄町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成23年12月21日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月21日教委規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、別表第1の注の1ただし書の改正規定（附則第5条第3項に係る部分に限る。）及び別表第2の注の1ただし書の改正規定（附則第5条第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月20日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成25年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則（平成26年6月20日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成26年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則（平成26年9月25日教委規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月19日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成27年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則（平成28年6月20日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栄町幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成28年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

別表（第3条）

（平28教委規則3・全改）

減免の対象となる保護者の世帯の階層 区分	補助限度額（年額）		
	1人就園の場合及び 同一世帯から2 以上就園している	同一世帯から2 人以上就園している	同一世帯から3人 以上就園している

		人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	場合の次年長者 (第2子)	場合の最年長者及び次年長者以外の園児 (第3子以降)
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者がいる世帯	308,000円	308,000円	308,000円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村 村民税の非課税者のみの世帯	272,000円 (308,000円)	290,000円 (308,000円)	308,000円
	A階層を除き、当該年度分の市町村 村民税の所得割が非課税の世帯			
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村村民税の所得割の額が34,500円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額	115,200円 (217,000円)	211,000円 (308,000円)	308,000円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村村民税の所得割の額が171,600円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じ	62,200円	185,000円	308,000円

て得た額			
上記以外の世帯		154,000円	308,000円

注

- 1 減免の対象となる保護者の世帯の階層区分の欄中「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第323条の規定による市町村民税の減免があった場合にはその額を所得割の額から順次控除した額を所得割の額とし、同法第314条の7並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 世帯構成員のうち複数の者が所得を有する場合には、園児の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）に係る当該年度分の市町村民税の所得割の額を合算するものとする。
- 3 年度の途中からの就園又は退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合については、次の算式により算定した額を補助限度額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入するものとする。

$$\text{補助限度額（年額）} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$
- 4 保護者の保育料等の実支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を補助限度額とする。
- 5 この表において「就園している場合」とは、当該私立幼稚園以外の幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に在園している場合、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）に在所している場合及び特別支援学校（学校教育法第72条に規定する特別支援学校をいう。）の幼稚部（同法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）に就学している場合並びに情緒障害児短期治療施設（児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設をいう。）に通所している場合及び同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援、特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。）又は家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用している場合（その通所し、又は利用している者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合に限る。）を含むものとする。
- 6 第A階層から第C階層までの世帯については、保護者と生計を一にする最年長の兄又は姉を第1子として順に数える。
- 7 第A階層から第C階層まで以外の世帯については、就園児から小学校3年生までの兄又は

姉を第1子として順に数える。

- 8 第B階層及び第C階層に該当する世帯のうち、ひとり親世帯等の補助限度額については、
()内の額とする。なお、ひとり親世帯等とは、次に掲げる者に該当する保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が属する世帯をいう。
- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - (8) その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 9 この表における年齢及び扶養人数は、原則として当該年度の前年度の12月末日現在の年齢及び扶養人数とする。

別記第1号様式(第4条)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園児の氏名(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)		在園児の氏名(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)			
男・女 年 月 日生 満 歳 月		男・女 年 月 日生 満 歳 月			
在園児の氏名(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)		在園児の氏名(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)			
男・女 年 月 日生 満 歳 月		男・女 年 月 日生 満 歳 月			
園児の属する世帯の状況(月 日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満 年 齡)	性 別	続 柄	市 町 村 民 税 課 税 額	
				均等割額(円)	所得割額(円)
	(. 歳)	男・女			
	(. 歳)	男・女			
	(. 歳)	男・女			
	(. 歳)	男・女			
	(. 歳)	男・女			
	(. 歳)	男・女			
在園児の保護者の 現住所・氏名	現住所	TEL		氏名	印
同意書					
<p>私たちは、保育料等減免措置に関し、栄町が保有する住所、世帯、町税の課税状況又は生活保護等に関する情報その他必要な事項について、栄町職員が調査することに同意します。</p> <p>氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____</p>					
<p>上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。</p> <p>年 月 日 栄町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">幼稚園名 設置者名 印</p>					

- 注 1 「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者について記入してください。(在園児は除く。)
- 2 太枠の中のみ記入してください。
 - 3 押印を忘れないようにしてください。
 - 4 「市町村民税課税額」のわかる書類を添付してください。
 - 5 この調書は、一家族1枚です。

第2号様式(第5条第1項)

年 月 日

栄町教育委員会 様

所在地

幼稚園名

設置者名



栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金を次のとおり交付されるよう栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1	交付申請額	円
2	添付書類	(1) 栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書 (2) 保育料等減免措置に関する調書 (3) 園則

減免区分・減免単価(円)		年齢	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	人員計	減 免 費	補助金交付
			人員(人)	人員(人)	人員(人)	人員(人)	(人)		
同一世帯に小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯	A 階 層 (注1)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	B 階 層 (注2)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	階層のうちひとり親世帯等 (注3)	園児							
	C 階 層 (注4)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	階層のうちひとり親世帯等 (注5)	最年長者							
		上記以外の園児							
	D 階 層 (注6)	最年長者							
		次年長者							
上記以外の園児									
小 計	最年長者								
	次年長者								
	上記以外の園児								
A～D階層以外の世帯									
合 計 (A)									
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から就園している場合の年長者	D 階 層								
	A～D階層以外の世帯								
	合 計 (B)								
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の園児及び小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を2人以上有している園児	D 階 層								
	A～D階層以外の世帯								
	合 計 (C)								
総計(A)+(B)+(C)									

注 (裏面参照)

(裏面)

注

- 1 生活保護法に基づく保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者がいる世帯
- 2 A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税者のみの世帯
A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が非課税の世帯
- 3 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - (8) その他町長が(1)の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が34,500円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯
 - (1) 16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額
 - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額
- 5 注3と同じ。
- 6 A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が171,600円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯
 - (1) 16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額
 - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額

第4号様式(第5条第2項)

年 月 日

栄町教育委員会 様

所在地

幼稚園名

設置者名



栄町私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年 月 日付け栄町教育委員会 指令第 号で交付決定のあった
年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金について、次のとおり交付決定額を変更して
交付されるよう栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第5条第2項の規定により関係書
類を添えて申請します。

1	変更交付申請額		円
2	内 訳	既交付決定額	円
		増(減)額	円
3	添 付 書 類	(1) 変更後の栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書	
		(2) その他 () ()	

第5号様式(第6条第1項)

栄町教育委員会 指令第 号
年 月 日

幼稚園名
設置者名 様

栄町教育委員会 印

栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金について次のとおり交付することを決定したので、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の額は、次のとおりとする。

保育料等減免措置階層区分	補助単価 A(円)	人員 B(人)	補助金交付決定額 A×B(円)
生活保護法に基づく保護を受けている世帯等の世帯	第1子		
	第2子		
	第3子以降		
市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	第1子		
	第2子		
	第3子以降		
市町村民税所得割課税額が円以下の世帯	第1子		
	第2子		
	第3子以降		
市町村民税所得割課税額が円以下の世帯	第1子		
	第2子		
	第3子以降		
計			

2 補助金の額の内訳は、別紙のとおりとする。

3 補助金は、保育料等の減免措置に使用すること。

第6号様式(第6条第2項)

栄町教育委員会 指令第 号
年 月 日

幼稚園名
設置者名 様

栄町教育委員会



栄町私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金については、次のとおり交付決定の内容を変更して交付することを決定したので、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

1 補助金の額は、次のとおりとする。

保育料等減免措置階層区分	補助単価		人員 B (人)	補助金交付決定額 A×B (円)
	A (円)			
生活保護法に基づく保護を受けている世帯等の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
市町村民税所得割課税額が円以下の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
市町村民税所得割課税額が円以下の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
計				

2 補助金の額の内訳は、別紙のとおりとする。

3 補助金は、保育料等の減免措置に使用すること。

第7号様式(第7条)

年 月 日

様

幼稚園名

設置者名



保育料等減免措置通知書

年 月 日付けの保育料等減免措置に関する調書をもって減免の申出のありました
年度保育料等については、次のとおり減免することとしましたので通知
します。

年度保育料等減免額	円
-----------	---

栄町教育委員会 様

所在地
幼稚園名
設置者名 印

栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け栄町教育委員会 指令第 号で交付決定のあった 年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業を次のとおり完了したので、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第8条の規定により、関係書類を添えて提出します。

減免区分・減免単価(円)		年齢	満3歳児 人員(人)	3歳児 人員(人)	4歳児 人員(人)	5歳児 人員(人)	人員計 (人)	減 免 費 (円)	補助金交付 決定額(円)
同一世帯に小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯	A 階 層 (注1)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	B 階 層 (注2)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	階層のうちひとり親世帯等 (注3)	園児							
	C 階 層 (注4)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
	階層のうちひとり親世帯等 (注5)	最年長者							
		上記以外の園児							
	D 階 層 (注6)	最年長者							
		次年長者							
		上記以外の園児							
小 計	最年長者								
	次年長者								
	上記以外の園児								
A～D階層以外の世帯									
合 計 (A)									
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から就園している場合の年長者	D 階 層								
	A～D階層以外の世帯								
	合 計 (B)								
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の園児及び小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を2人以上有している園児	D 階 層								
	A～D階層以外の世帯								
	合 計 (C)								
総計(A) + (B) + (C)									

注 (裏面参照)

(裏面)

注

- 1 生活保護法に基づく保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者がいる世帯
- 2 A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税者のみの世帯
A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が非課税の世帯
- 3 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - (8) その他町長が(1)の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が34,500円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯
 - (1) 16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額
 - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額
- 5 注3と同じ。
- 6 A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が171,600円に次に掲げる額の合計額を加えた額以下の世帯
 - (1) 16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額
 - (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額

第9号様式(第8条)

保 育 料 等 減 免 措 置 確 認 書

園児_____に係る 年度分の保育料等について、_____円
の減免を受けたことを確認します。

年 月 日

幼稚園名

設置者名 様

保護者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

第10号様式(第9条)

栄町教育委員会 達第 号
年 月 日

幼稚園名
設置者名 様

栄町教育委員会 

栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け栄町教育委員会 指令第 号で交付決定した
年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金について次のとおり交付額を確定したので、栄町
私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第9条の規定により通知します。

- 1 補助金交付確定額 _____ 円
- 2 この通知を受けた私立幼稚園の設置者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書を教育委員会に提出すること。

第11号様式(第10条第1項)

年 月 日

栄町教育委員会 様

所在地

幼稚園名

設置者名



栄町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書

年 月 日付け栄町教育委員会 達第 号で交付額の確定のあった
年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金について、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金
交付規則第10条第1項の規定により次のとおり請求します。

交付確定額 _____ 円

既概算払交付額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

第12号様式(第11条第2項)

年 月 日

栄町教育委員会 様

所在地

幼稚園名

設置者名



栄町私立幼稚園就園奨励費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け栄町教育委員会 指令第 号で交付決定のあった
年度栄町私立幼稚園就園奨励費補助金について、栄町私立幼稚園就園奨励費補助金
交付規則第11条第2項の規定により次のとおり請求します。

交付決定額 _____ 円

概算払請求額 _____ 円

別記第 1 号様式 (第 4 条)

(平 2 5 教委規則 3 ・ 全改、平 2 8 教委規則 3 ・ 一部改正)

第 2 号様式 (第 5 条第 1 項)

第 3 号様式 (第 5 条第 1 項第 1 号)

(平 2 8 教委規則 3 ・ 全改)

第 4 号様式 (第 5 条第 2 項)

第 5 号様式 (第 6 条第 1 項)

(平 2 3 教委規則 4 ・ 一部改正)

第 6 号様式 (第 6 条第 2 項)

(平 2 3 教委規則 4 ・ 一部改正)

第 7 号様式 (第 7 条)

第 8 号様式 (第 8 条)

(平 2 8 教委規則 3 ・ 全改)

第 9 号様式 (第 8 条)

第 1 0 号様式 (第 9 条)

第 1 1 号様式 (第 1 0 条第 1 項)

第 1 2 号様式 (第 1 1 条第 2 項)